

第九回荒川区基本構想審議会 議事録

[日 時] 平成 18 年 12 月 19 日 (火) 午前 10 時～12 時

[場 所] サンパール荒川 5 階 未広

[出席委員] 阿久戸会長、寺前会長職務代理、香川委員、二神委員、大和田委員
岡本委員、澤野委員、中村委員、藤川委員、三嶋委員、恵委員
茂木委員、竹内(捷)委員、萩野委員、相馬委員、志村委員

- [次 第]
- 1 開会
 - 2 パブリックコメントの実施結果及び答申案の最終確認
 - 3 答申
 - 4 閉会

開 会

事務局：それでは定刻となりましたので、第 9 回荒川区基本構想審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。早速ではございますが、会長、進行をよろしく願いいたします。

阿久戸会長：皆さん、おはようございます。朝から御苦労様でございます。早速、審議会を進めさせていただきたいと存じます。西川区長に御出席いただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

西川区長：先生方、おはようございます。寒い中、早朝からありがとうございます。いよいよ年の瀬も迫ってまいりましたが、基本構想も仕上がり目の前に、先生方の御努力で輪郭が浮かび上がってまいりました。是非、私ども、この御教示に従いながら、立派な区政運営をしてみたいと考えているところでございます。この機会に、直接、審議には関係ないことではございますが、一つの情報として申し上げておきたいことがございます。最近、県レベルで、トップ周辺の不祥事が、岐阜県から今日の広島県まで、その数が日に日に増加をしておりますことは、私ども 1817 の自治体の一員としては寒心に堪えないところでございます。全国知事会では、12 月 18 日の総会におきまして、緊急に指針をまとめたわけではございますが、これらの中身をみると、既に荒川区は二年前から改革に取り組み、今日御出席の阿久戸会長にはそのメンバーの一人になっていただいております不正防止委員会におきまして決定をいたしているところであります。まずは、一般競争入札の導入についての原則を、1 千万円以上の工事に拡大すること。既に、荒川区ではやっております。次に、電子入札を 3 年以内に導入すること。これも荒川区ではやっております。最後に、罰則を強化し、談合した業者を 1 年以上、入札参加停止にすること。これは

当然のことでございます。職員・OBの働きかけを防ぐため、課長級以上の職員を対象に、退職前5年間の職務と密接な関係のあった企業への再就職を制限するとしています。何か荒川区のやっていることを全国知事会が真似をしたのではないかとというような、これも既に御審議をいただいて決定をいたしてございます。各都道府県は、今後、指針の内容を具体化させ、独自の工程表を作成する予定でございます。指針を策定した全国知事会のプロジェクトチームは、外部の有識者を交えて実施状況を取りまとめ、一年後に公表すると宣言をいたしてありまして、官製談合の防止策や入札制度の改革に全力で取り組み、自ら率先して範を示し、住民の信頼の回復に努めるとした不正根絶宣言を発表して、宣言には全国都道府県知事が署名をすることになっております。これは、埼玉県の上田知事がリーダーシップを取っておやりになったことでございます。我々、全国市長会も、こういうことについての議論を深めていきたいと考えております。このように、地方自治体は、襟を正すべきところに、改めてさしかかっているわけでございますが、荒川区はこういうことを率先してやっている区であるということを、特に関係の先生方は御存知でいらっしゃると思いますが、改めて申し上げた次第でございます。地元の議員の先生方にも、このことはよく御承知をいただいております。区議会議員の皆さんと私どもとの共同作業で、二年間、こういうことを真剣にやってまいりました。そのようなことも、この基本構想に反映させながら、基本計画や実施計画を練り上げていきたいと思っております。今日は素晴らしい答申を頂けることを御期待申し上げているところでございます。改めまして、今日までの御努力に心から感謝を申し上げまして、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

パブリックコメントの実施結果と答申案の最終確認

阿久戸会長：ありがとうございました。懇篤なるごあいさつ、心から恐縮いたします。それでは議事に入らせていただきたいと思います。本日は、パブリックコメントの実施結果がまとまりましたので、まずこれを説明いたします。その上で、パブリックコメントの結果、また前回の審議会での先生方の御意見等を踏まえまして、答申案を整理しております。私と寺前先生、事務局とで検討いたしました変更点について、御審議していただき、そして、本日の審議会の最終的な結論として決定に持っていくことができればと思います。決定後に、本日、区長への答申の運びとさせていただきます。それではまず、事務局から、パブリックコメントの実施結果と答申案の変更箇所につきまして、説明をお願いしたいと思います。

事務局：では、事務局から説明させていただきます。資料は1～3までございます。この資料に基づきまして、説明をさせていただきます。まず、資料1がパブリックコメントの結果でございます。パブリックコメントにつきましては、11月21日から12月4日までの2週間、区報特集号と区のホームページにおきまして答申案を公表いたしました。意見を募集したところでございます。寄せられた御意見の数は25件でございます。御意見につきましては、すべてこの資料1に掲載させていただいております。いろいろな御意見を頂いております。最終的に回答という形でホ

ホームページに公表をさせていただきたいと思っております。事務局として整理いたしました回答案を、意見の右に書いてございます。回答案を見ていただければと思っておりますが、意見が様々ありまして、基本構想の答申案に関するもの以外に、いろいろなレベルのものがございました。そうしたこともございますので、基本構想審議会として答えられない部分も、区としてお答えをするという形で、回答案を調整しているところでございます。それでは内容の説明に移ります。2の実施結果の(2)でございますが、25件の御意見のうち、直接、基本構想審議会の答申案に盛り込むべきと整理したものが、3件ございます。まず、1点目でございますが、1番と書いてある御意見でございます。大人のモラル低下や交通安全対策について、御意見をいただいております。この部分について、答申案の中に表現を付け加えるという形で整理をしております。それから、1ページおめくりいただきまして、6番の意見でございます。助け合いについて、御意見をいただいております。こちらにつきましても、答申案に付け加えるような形で検討をしたところでございます。それから2枚おめくりいただきまして、最後のページでございます。21番の御意見でございますが、財政健全化の推進について、御意見を頂いております。この部分につきまして、答申案に盛り込んでどうかということで、整理しているところでございます。御覧いただきましたように、様々な御意見を頂いておりますが、答申案の中に具体的に盛り込もうと整理いたしましたのが、以上の3件でございます。他の意見につきましては、個別の御意見として参考にさせていただきたいと思っております。次に、資料2でございます。パブリックコメントの御意見と前回の審議会における御意見等を踏まえまして、前回お出しをいたしました答申案から変更した主な箇所について、掲載しております。資料3は、変更後の答申案をホチキス止めしたものでございます。資料3の1ページをおめくりいただきたく思います。2段落目の、いじめの問題と大人のモラル低下に太字で波線を引かせていただいております。太字で波線を引いている部分が、今回変更した箇所でございます。それでは資料2と資料3を、併せて御覧いただきたく思います。変更した箇所でございますが、まず目次を追加しております。それから、大きな変更点といたしましては、6つの都市像ごとに、それぞれサブタイトルを追加しております。具体的には、資料3の4ページ以降を御覧いただきたく思います。4ページでございますが、こちらは「生涯健康都市」のページでございます。一番上の「生涯健康都市」の下に「健康寿命の延伸と早世の減少の実現」というサブタイトルを追加させていただいております。これは、それぞれのページに書いてあります内容の中で、特記すべきと言えますか、特徴的な部分を、サブタイトルとして追加したものでございます。同様に、5ページの「子育て教育都市」につきましては、「地域ぐるみの子育てと学びのまちづくり」というサブタイトルを入れさせていただいております。6ページが「産業革新都市」でございますが、こちらは「新産業とにぎわいの創出」というサブタイトルを付けさせていただいております。それから、7ページでございますが、「環境先進都市」につきましては、「東京をリードする環境施策の発信」でございます。8ページの「文化創造都市」につきましては、「伝統と新しさが調和した文

化の創出」という形にさせていただいております。9ページの「安全安心都市」につきましては、「防災まちづくりと犯罪ゼロ社会の実現」といサブタイトルを追加させていただきまして、内容が分かるような形で工夫をさせていただいたところでございます。それから、1ページにお戻りいただきまして、「新たな基本構想策定の背景」のところでございますが、まず2段落目でございます。こちらに「大人のモラル低下」それから「いじめの問題」という2項目を追加させていただいております。大人のモラル低下につきましては、パブリックコメントから頂いた御意見でございます。また、いじめの問題につきましては、会長と御相談いたしまして、問題意識として、いじめの問題も入れた方が良くということで、追加をさせていただいております。それから1ページ6段落目、1番下の段落でございますが、3行目の「すべての区民が」というところでございますが、変更前は「区と区民とが」と書いておりましたが、会長と御相談いたしまして、区民が前に出る形の方が前向きな答申になるのではないかとということで、その辺りを調整いたしまして「すべての区民が」という形に主語を変えております。次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページの「基本構想の位置付け」の2行目でございます。こちらも今の説明と同様に、「区と区民が」というところを「すべての区民が」に修正し、その後、「その実現に向け、区と共に取り組む」という形で、区民の方を前面に出すような形に変更させていただいております。それから、同じページの「基本理念」の1行目でございます。こちらにつきましては、文言が少し分かりにくかった部分がございますが、「基本構想を貫く」という形で、説明を少し付け加えさせていただいております。それから、1番上の黒丸の基本理念、「すべての区民の尊厳と生きがいの尊重」の1行目でございますが、「だれもが自由で」ということで、「自由」を追加させていただいております。これは、福田委員と相馬委員から、自由・平等・平和というような御意見をいただきましたが、文言の調整をさせていただいて、ここに「自由で」という文言を入れさせていただきました。それから、3ページでございます。「荒川区の将来像と6つの都市像」でございます。ここの第1段落でございますが、こちら文言の整理でございますが、1行目に「区の目指すべき将来像を『幸福実感都市 あらかわ』として」という説明を入れさせていただいております。それから最後の段落でございますが、こちらに6つの都市像の説明を少し入れさせていただいております。将来像と6つの都市像の位置付けが少し分かりにくいということで、志村委員から御意見を頂いた部分につきましては、「(それぞれの分野ごとに、今後、実現すべき姿)とその実現に向けた取組の方向性」という都市像の説明を入れさせていただいております。4ページをお開きください。1番下の白丸の部分でございます。「障がい者が、地域社会において自立した生活を営み」というところでございますが、2行目に「就学や」という文言を追加させていただいております。前回、「就労等」というような言い方をしておりましたが、就学についてもはっきり打ち出した方が良くということで、福田委員から御意見がございましたので、追加させていただいております。それから、5ページを御覧いただきたいと思っております。下の黒丸の2つ目の白丸の部分でございます。「心豊かに

たくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成」の中の2つ目の丸でございますが、「郷土を愛し、人を思いやる心や」の後に、いじめの問題を受ける形で、「正義感」という言葉を入れさせていただいております。それから同じ行の最後でございますが、竹内捷美委員から動物愛護の御意見を頂いております、その辺りを反映する形で「自然や生命を大切に作る」という文言を追加させていただいております。6ページを御覧いただきたいと思っております。下の黒丸の「人が集う魅力あるまちの形成」の2つ目の白丸でございます。1行目の「都電荒川線や隅田川」の後に、「あらかわ遊園」を入れさせていただいております。これも竹内捷美委員から御意見がございましたので、修正させていただいております。次に、7ページでございます。上の黒丸の「地球環境を守るまちの実現」の2つ目の白丸でございますが、1行目の後の方に、「緑」に加えて「花」を追加させていただいております。これも竹内捷美委員の御意見を踏まえた文言でございます。それから同じ黒丸の4つ目の白丸でございますが、茂木委員から御意見がございまして、文言の修正をしております。こちらは、「区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を推進していきます。」というような形で修正をしております。8ページを御覧いただきたいと思っております。上から2行目でございます。「助け合いの心」という文言を追加させていただいております。これは、パブリックコメントの意見を踏まえたものでございます。それから、下から2行目でございます。「活気ある地域コミュニティの形成」の下の白丸でございますが、志村委員から御意見を頂きまして、「新住民」という表現は不適切ということでございまして、「新しく区民となられた方々が」に文言を修正しております。それから、9ページでございます。まず上から3行目に、パブリックコメントを踏まえまして、「交通安全対策」を追加させていただいております。次の行でございますが、それを受けた形で「犯罪や」の後に「事故のない」を追加させていただいております。それから、上の黒丸でございますが、前回、「災害・犯罪に強いまちづくり」となっておりまして、「犯罪に強いまちづくり」は少し分かりにくい表現でございますので、茂木委員からの御意見を踏まえまして、「防災・防犯のまちづくり」に文言を修正させていただいております。白丸の3つ目でございますが、1行目に、先ほどの交通安全の関係でございますが、「犯罪や事故のない」と「事故」を追加させていただいております。それから10ページでございます。区の実現について、全体的な説明がなかったこともございまして、最初の4行を追加しております。また、今井委員から文書で頂いた御意見も踏まえまして、「真の豊かさにつながる区民の幸福度の向上こそが区政の役割であるという考え方のもと、GAH(グロス・アラカワ・ハッピーネス、荒川区民総幸福度)という尺度を区政に取り入れ、区民とのパートナーシップを大切に、区民に信頼される質の高い区政を推進していきます。」という形で、ここの説明をさせていただきました。「GAH(グロス・アラカワ・ハッピーネス)」につきましては、ここに文言として入れさせていただいております。それから、下から3行目でございます。黒丸の「目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進」の2つ目の白丸の3行目でございます。こちらにつきま

しては、パブリックコメントを受けまして、「財政の健全化」という文言を付加させていただきます。それから、最後でございます。12ページでございますが、文言の説明で下から3つ目の点でございます。G A Hの説明を入れさせていただきます。変更した部分につきましては以上でございます。それと併せる形で、資料3に付いております答申案の構成につきましても、同じ修正をさせていただきます。説明は以上でございます。

阿久戸会長：どうもありがとうございました。できる限り先生方、委員の方々の御意見を入れさせていただいたつもりでございます。この基本構想は、20年後を見据えたビジョンを区民が共有化していくということが重要なポイントであろうかと思えます。そして、この基本構想をもとに、数値目標あるいは実施計画が出てくる、こういう位置付けをまず御理解いただきたいと思えます。それから、この基本構想のビジョンは本当に素晴らしいと思えますけれども、主体が誰であるかということで、事務局から説明いただきましたけれども、荒川区民が担うという主語を明確にすることで、よりインパクトのある文章になったのではないかと思います。そして、その荒川区民とはだれか。11ページの用語解説の最初に出てまいります。夕方に帰ってくる在住区民に加えて、昼間活躍される区内在勤・在学の昼間区民も含む、荒川区に住み、働き、学ぶ区民が主権者であると同時に、主体的にビジョンを担っていくのであるという構成になっています。それから、大和田委員や岡本委員から繰り返し貴重な御意見が出されましたが、福田委員からも出ましたモラルの問題、あるいは、私が強くお願いしたいじめの問題の克服ということについても、明文に入れられたわけでございます。その他、生命・人格・人権、そしてだれもが自由で多様な生き方を選択できるまちを目指すということの基盤となることは何か、ということも当然視野に入るわけでありまして、その上で私たちは荒川区が幸福実感都市となることを目指していくということになるわけでありまして。もちろん、荒川区の外交権の問題は姉妹都市関係を除けば限界があるわけでございますけれども、すべての区民の生命・人格・人権、そして自由な生き方を選択できるまちを目指す、これが重要なポイントかと思えます。そして区民が誇れる郷土の実現ということも明記したわけでございます。その他、香川委員から健康の自己管理の問題、あるいは栄養・健康・食生活といったところも、ニュアンスが出されております。また、藤川委員のキャリア教育や生きがい、自己実現、人生の豊かさの源となる生涯学習やスポーツ活動の促進も入れられたわけでございます。その他、経済の点について、6ページに詳しく出させていただいたわけでありまして。また、資源・循環型社会づくりという点で、環境先進都市を目指していく。そして、文化創造都市を目指していく。伝統文化の継承と都市間の交流の推進で文化の継承と文化の展開・発展、それから異文化交流も視野に入っているわけでありまして。そして、8ページ。新しく区民となられた方々が円滑にコミュニティに参加できるよう支援するというコミュニティ論もここに書かれております。防災・防犯・事故の根絶を目指していくまちづくりが、安全安心都市であります。そして、荒川区民が主語でありますけれども、荒川区はそれを全面的に支援・サポートしていくということで、1

0 ページに、グロス・アラカワ・ハッピーネスという造語を区政に取り入れて区民とのパートナーシップを大切にしていく。こうしたところがはっきり出ております。なるべく分かりやすい言葉を使っていく方針は立てましたけれども、どうしても今までの言葉では盛り込めない、定義しきれない言葉は、むしろ新しい言葉になじんで新しいビジョンに踏み込んでいくということからも、受け止めなければならない部分が幾つかあります。それは、用語解説のところでも明記したわけでありまして。特に、財政の健全化については、パブリックコメントの重要な御指摘を誠意を持って受け止め明文化した点は、荒川区民の御意見に対する対応の1つと考えてよろしいのではないかと思います。パブリックコメントの結果とそれを踏まえた答申案の変更箇所について、事務局から説明がありました。それから重ね重ねですが、生命の尊重、動物愛護のところについては、5 ページの「郷土を愛し、人を思いやる心や正義感、公共心を養うとともに、自然や生命を大切にする」という中に、当然、自然や生命を大切にする中で、動物・植物なども含めたあらゆる生命の尊重も論理上入ってきているわけでありまして。これも、御指摘に対応した部分でございます。パブリックコメントの主旨は、本審議会で審議し、整理した答申案に対しまして、区民の皆さんから御意見を伺うことで、確認をするというものでございます。パブリックコメントの御意見を尊重し、参考にすることは必要でありますけれども、いろいろな意見があり、また個人的な要望等も混じっておりますので、25 すべての御意見を盛り込むことは難しいですが、いずれにいたしましても、誠意を持って案を作ったと自負するものであります。それでは、この変更箇所について、答申に盛り込む形で入れさせていただきましても、今日の最新の答申案につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたら、御自由に御発言いただきたいと思っております。いかがでございましょうか。では、恵委員、どうぞ。

恵委員：恵です。前回休みまして申し訳ございません。素晴らしい仕上がりで、先進的なことが盛り込まれて素晴らしいと思っております。最後の用語集に、例えば N E E T のところは 11 ページですけれども、アルファベットで略された言葉のもととの言葉が書き込まれていますので、同様に 12 ページの G A H も括弧して Gross Arakawa Happiness という言葉を足しておいてはいかがでしょうか。

西川区長：今、恵委員にずばり御指摘をいただきまして、M A C C も含めて頭文字をアルファベットを書く場合には、そのもとになる言葉をきちんと、N E E T でせつかく書いてあるのだから、どうして G A H や M A C C では入れないのか、と事務局に注文したところでございます。

阿久戸会長：はい、ありがとうございました。このグロス・アラカワ・ハッピーネスのフルワードというのはどこかに出てきますか。あるいは、かなり区民になじんできているというところがあるかどうか。念のため、事務局から。

事務局：表記としましては、ここだけでございまして、区としてはいろいろな場面で使わせていただいておりますが、正確に全部アルファベットを使って、表記させていただきたいと思っております。

西川区長：たびたび恐れ入ります。大事なことなので口を挟ませていただきたいと思いま

す。月尾嘉男 東京大学名誉教授が荒川区で講演をいただいた際に、ヒマラヤの人口70万人のブータン王国のワンチュク国王という開明的な王様が、「物質がすべてではない。これからは Gross National Product ではなくて Gross National Happiness だ」ということをおっしゃっていると聞きまして、そのことに触発されて、私ども荒川区では Gross Arakawa Happiness という造語を私が区長就任早々に区の職員全員に徹底させて、しおりなどを作って、「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメインと一緒に刷り込んで、職員に持たせたり、再三使っておりまして、そこを目標にして、区としては一生懸命努力をして、行政評価なども行っておりまして、私どもとしては区民の皆様がこのことを是非、知っていただきたいと思い、先般、事務局始め3人の職員をブータン王国に派遣して、実際にブータンを、短い時間でございましたけれども、JICAやいろいろな方々の御協力を得て視察をしてまいりました。そのような経緯もございますので、解説をさせていただきます。

阿久戸会長：はい、ありがとうございました。ブータンに御出張をしていただいたわけですね。それでは、このグロス・アラカワ・ハッピーネス、この12ページのところに英語表記の頭文字を入れる、ということはお入れたいでしょうか。いかがでしょうか、よろしいですか。そのほか、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

茂木委員：本当に御苦労様でございます。サブタイトルが付いたりして、非常に見やすくなったと思いますし、区の目指す方向がかなり明確になってきたような気がして、この間の事務局を始め皆様方の御努力に敬意を表したいと思います。本当に言葉は怖いと思ってしまして、ちょっとした追加や表現の違いで随分、内容や感じ方が変わってくると実感しているところでございます。そこで1つだけ、意見と言いますか、投げ掛けさせていただきたいと思います。4ページの「生涯健康都市」の下の部分でございますけれども、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成」と書かれておりまして、何回か前の審議会においても、この「障がい者」という表現の仕方が非常に優しくて良い表現だというようなお話もございましたが、私も、その時には「害」という文字を使わないでひらがなにするというのは、確かに意義があると思っておりましたが、一方で、私どもの仲間の中には、今まであった漢字を使わないということはどういうことなのか、要するに、日本語の国語という意味で、ここをひらがなに直すということが果たして良いのだろうか、という意見もございました。特に、区全体に関わるこの「障がい者」という表現は、数多く出てまいりますし、条例等にも出てくるものですから、少し御検討いただきたいと言いますか、そのような意見もあるということだけは申し添えさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

阿久戸会長：はい、ありがとうございました。御遠慮なく、この際、出していただきたいと思えます。今の、この「障がい」という字に関して、事務局の方で何か参考になる調査資料がありましたらお願いします。

事務局：今回、あえてひらがなにさせていただいたということでございますが、これは基本理念の中の、「全ての区民の尊厳と生きがいの尊重」を受けているというのが、

一つございます。それから、基本構想で20年後の荒川区の将来像を示すということで、今、他の自治体で、少しずつひらがなを使う自治体が増えてきております。主旨としては、人権的な立場からひらがなを使う、これはいろいろ議論はあるわけですが、今後、「害」の字はひらがなになっていくのが主流になるのではないかという思いもございまして、今回はひらがなを使っているところでございます。

阿久戸会長：もし事務局がお分かりでしたら、害をひらがなで使っている自治体がありましたら、御紹介いただけますか。

事務局：全部、調べているわけではございませんが、例えば東京都内でございますと、板橋区や多摩市などで使っております。まだ他にもあると思います。

阿久戸会長：ありがとうございました。漢字は文化ですから、伝統文化として大切にしていくな必要があると思いますけれども、20年後を見据えて、今回、先端を行くと言うと少し語弊がありますけれども、障がい者の方々に思いやりのある語感を表現するということかと思えます。茂木委員の方も、そういう御意見があったという御披露（ひれき）でよろしいですね。ほかにございますでしょうか。

相馬委員：二つほどございまして、一つは「平和」という言葉ですが、平和都市宣言などもしておりますので、できれば「平和」が入らないかと。入れ具合が文章上難しいのかもしれないのですが、そうした宣言もしているということもありますので、できれば入らないかというのが一つです。もう一つは、前回の基本構想のときも、若干議論に加わった経過があるのですが、前回の基本構想は事実上、産業をメインとした基本構想になっておりまして、産業創造から生活創造というようなイメージになっていたのですが、そういうことも脳裏にあるものですから、6ページの「産業革新都市」ですけれども、「革新」というイメージより「創造」の方が、中小零細も集積している中で、前回の引継ぎも含めて、表題だけのことなのですが、どうか。ただ、見ておりますと、文化の創造はあるので、「創造」が重なってもいけないと思えますので、文化は発信にするなど、産業はできれば「産業創造」の方が、製造業を引き継いでいきたいという感じとしては良くはないかと思った次第です。全体としては、良いと思えます。ありがとうございました。

阿久戸会長：平和の問題については、外交権の問題など微妙な問題がありますので、内実を取らせていただいて、生命・人格・人権の尊重とだれもが自由で、ということに盛り込んだわけです。確かに、平和都市宣言が出されておりますけれども、そのことは当然の前提とした上で、今の委員の御意見は是非、記録にとどめていただきたいと思えます。それから、産業革新は、イノベーションというテクニカルタームがあるわけですし、それはもちろんこれまでの産業保護ということを踏まえながらも、社会変動の激しい波の中で、どのように自己展開していくかというニュアンスがありますから、今の相馬委員の御意見は含まれていると思えます。そしてまた、「産業振興を図り」という文言と経済が持続的に発展するまちというところでは、今の御指摘の点の、これまでの伝統的な地場産業・地域産業保護という観点は当然入ると思うわけですが、相馬委員、御指摘ということでもよろしいでしょうか。

相馬委員：ここまで来ていますから、無理をいう気はないのですが、ただ、「平和」

の方は記録に残していただければと思います。革新・イノベーションというのは必要と思うのですけれども、区内の産業集積を見たときに、もちろん革新していかなければいけないと思うのですけれども、どちらに軸足を置くかと言うと、もう少し零細企業が集積しているというところに配慮してもいいかなという気がします。前回との引継ぎも頭にあったものですから申し上げたのですが、大きな題目を変えるのも大仕事という気もしますから、そういうことであれば結構です。

阿久戸会長：貴重な御意見ありがとうございました。はい、岡本委員、どうぞ。

岡本委員：大変立派なものが出来上がっているので、注文を付けたくはないのですが、2の「子育て教育都市」と4の「環境先進都市」に絡む問題でございまして、自然公園は、確か自然公園法という法の下にできているのではないかと記憶しているのですが、言及がない。子育て教育都市には、「自然や生命を大切にす、豊かな」とありますし、環境先進都市には「区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型社会」という文言があります。荒川区の自然公園は、正に水再生、昔は汚水処理場という言い方をしておりましたけれど、水の再生処理というような認識で今、区民の方も私も思っております。あそこには夏には昆虫園があって、カブトムシも子どもたちに見せるし、蝶々も見せるし、子どもたちに交通ルールを覚えていただくための施設もあります。そういうものがある自然公園を、区の財産として、もう少しアピールできないのかと思います。というのは、去年の夏も今年の夏も、6月、7月の2か月の土日だけで、蝶々だけで5千人以上の方がお見えいただいている。この間も少し申し上げましたけれども、あるお母さんが3年生くらいの男の子を連れてきて、「このカブトムシが動かないから、お母さん、電池を入れ換えてくれ」という話です。これは正に、命はリセットできると思うから、そういう言葉が出てくるのだと思います。こういうことは生命の根源に関することから、自然公園は荒川区の財産、汚水処理場は負の財産ですけれども、水再生施設となればプラスの財産ですから、何か言及していただけないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

阿久戸会長：ありがとうございました。この基本構想の土台の上に、基本計画・実施計画・数値目標等が組み立てられていくわけございまして、確かに例示として、幾つかあらかわ遊園など具体名はございますけれども、今の岡本委員の御意見を、基本構想の上に立った1つの貴重な御提言として記録にとどめさせていただいて、そこで活かしていただくということでいかがでしょうか。ありがとうございました。恵委員、どうぞ。

恵委員：御指摘の点で、7ページの冒頭の文章の3行目に「墨田川や公園など、水と緑に恵まれた良好な」の後がすぐ「居住環境」になっております。ですから、「良好な自然環境や美しい街並みと居住環境を大切にす」というふうにすれば、入らなくはないかと思えます。文章が「環境」「環境」とつながりますけれども、入れ方をお考えになる場合にいかがかなという程度のアイデアです。

阿久戸会長：そうですね、ただ「環境」という言葉が重なってしまいますね。

恵委員：「良好な自然や美しい街並みと居住環境を大切にす」ということでは。

阿久戸会長：「水と緑に恵まれた」というのは、確かに自然に囲まれたということは、自然に恵まれていないとやはり良好な居住環境というのはいけないわけですね。そして、美しい街並みを大切にすることは、人間の文化や都市計画、伝統的な居住空間の保護の観点が出てきますよね。いかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。

岡本委員：今、恵委員がおっしゃったところの「隅田川や公園など」を「自然公園など」とすれば、「など」がついているからあらゆる公園も含まれるし、どこかで「自然公園」に私は目を向けてもらいたいと思うのです。自然公園は、我が区の財産だと私は思っていますから。

寺前会長職務代理：やはり「都市公園」、荒川区の場合「都市公園」というのが行政的な言葉ではないかと思えます。普通の言葉では「自然公園」でも構わないと思うのですが、自然公園法の自然公園ではないと思えますので、事務局も御苦労されて、自然公園も都市公園も含めて「公園」という言葉が使われていると理解されれば、私は原案で構わないのではないかと恐縮ですが思っております。

三嶋委員：本当に素晴らしい検討をしていただいて、立派な基本構想ができ上がったと思っています。基本構想は、私の勝手な例えで言いますと、生け花かなと思っています。今回の構成では、基本理念がお花を活ける台で、それから六つの都市像が背景の屏風ではないかと。この基本構想だけ見ても鑑賞に堪えますけれども、これから花器を用意して、お花を活けて全体ができ上がる、ということになるのかと思えます。そういう意味では、先ほどの「自然公園」はやはり一つの固有名詞でございますから、基本計画、つまり次に用意する花器にそれをきちんと入れて、それからお花を活けて、立派にする。その方が良いのではないかと思います。それから先ほど、寺前委員におっしゃっていただきましたけれども、「自然」というのは、私どもも一生懸命自然を大切にしようということで、子どもたちにも教えていますし、我々もそれを実行しているつもりですけれども、今、これだけ街並みが形成しきっている荒川区で見たときに、自然ということを一概念として打ち出すのはなかなか現状と合わない部分があるのではないかと、現状をしっかりと見た上で基本構想を立てていくという面では、こういうバランスがよろしいのではないかと一委員として思いました。参考にさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

阿久戸会長：はい、7ページの修正を巡って御意見をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。自然公園は、この環境というところだけでなく、「人が集う魅力あるまちの形成」や「観光資源」にもなっていて、位置付けが非常に微妙なんですね。はい、茂木委員、どうぞ。

茂木委員：岡本委員のおっしゃること、非常に良く分かるのですが、荒川区内にも非常に数多くの公園がございます、尾久の原公園や最近できた汐入公園など、かなり大規模な自然環境に恵まれた公園もありますので、余りこの場においては具体的な固有名詞は入れない方がよろしいのではないかと、というふうに思えます。意見として言わせていただきたいと思います。

岡本委員：荒川区は平らなところでございますから、森や林がないのでございますが、あれは作られた林だけでも、少なくとも森や林の様相は呈しているのですね。です

から、荒川区内にある模擬的な森ですけれども、だからこそ価値があるのではないかと。実は、それはかつて汚水処理場で、今でもその作業はやっている、その上で全く我々の手で作った、小さいけれども箱庭みたいだけれども、森が存在する。そのことが私は大事だと思います。

相馬委員：今のことですが、「自然公園」と言ったときに、いろいろ都市公園上の問題などあると思いますが、意味としてはおそらく自然を再生することの大事さが文言として入れば、意味としては良いのではないかという感じがします。自然の再生的な意味合いの文言を、例えば地球温暖化、ヒートアイランド対策等、自然再生という少し大げさですけれども、そういう取組もやっていますから、何かそういうことを地域ぐるみで発信するという文言が入るとよろしいのかな、という気がいたしました。

恵委員：同じことを思いまして、7ページの4行目を「景観の形成や自然再生に配慮したまちを目指します。」という言い方にするといかがですか。自然再生推進法という法律自体はありますので、都市域で頑張るというケースもあり得るのではないかと、今の御意見と同様ですが、入れる場所についての提案です。

阿久戸会長：まとめさせていただいて、こういうふうにいたしませんか。岡本委員から再三にわたり、荒川自然公園の重要性ということ、やはり明記してほしいという御意見がございました。ただ文章上、また基本構想上、少し難しいところがありますので、「隅田川や公園など」と「など」がありますから、ここに都市公園そのほか全部含まれると思います。そして、後半は訂正せずに、4行目の「水と緑に恵まれた良好な居住環境や美しい街並みを大切に景観の形成や自然再生に配慮したまちづくりを目指します。」というところはいかがでしょうか。御意見をお願いしたいと思うのですけれども、はい、志村委員、どうぞ。

志村委員：岡本委員のおっしゃりたいことはよく分かりますし、確か東京都の百景観の中に、荒川区では自然公園が挙がっていたのではないかとと思うのですけれども、今、私の地元の尾久の原で、皆さんの御協力で枝垂れ桜が非常に増えてきて、あそこを「枝垂れ桜の里」のような、荒川区の観光名所にしたいという努力をしております。20年後という相当大きく育って素晴らしいものになるのではないかと思います。それから、公園という、先ほど茂木委員からもお話ありましたが、汐入公園も荒川区で2つ目の都立公園、荒川区は今までゼロだったので、やっと尾久の原と汐入に正確な意味での都立公園ができたわけでございます。そういうものを含めての公園だと思っております。それからあと、街なかにたくさんある小さな公園も含めてですね。ですからやはり、非常に難しいですね、この基本構想に入れるというのは、私の感想を申し上げました。

岡本委員：志村委員がおっしゃった尾久の原の枝垂れ桜に私も絡んでおりまして、もう何年かすると、せん枝・肥料をやりに行こうかという話が出て、集まる人が、年々、減ってしまうのです。これはやはり、認識が薄れていくからではないかと思うのです。そういう意味では、やはりアピールするべきだと思っております。とにかく「自然公園」は残していただきたいと思っております。

阿久戸会長：それでは、委員の皆さんの御意見の総意を押さえますと、岡本委員の御意見は尊重されるべきだと思いますけれども、基本構想としましては、公園はいろいろな種類の公園がありますから、「公園など」というふうにさせていただいて、基本計画・実施計画等で是非、明記していただいて、そちらの方で必ずお応えをいただくということで、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。岡本委員、自然公園の重要性は、私を含めて全員がよく認識いたしましたので。

岡本委員：正にあの池は荒川区なのです。多分、委員の方も自然公園に行かれた方は少ないのではないかと思います。御覧になると、荒川区の真ん中に自然がある、しかも水を再生する施設の上にある、ということに驚かれると思います。

阿久戸会長：私、時々行きます。非常に良いところです。では、公園については、原案で行かせていただくことにさせていただきたいと思います。それから、恵委員から出されている「自然再生」という文言を付加するかどうかにつきまして、いかがでございましょうか。「景観の形成や自然再生」と言い切った場合に、文章上あるいは構成上、ほかのところとずれが出るかどうか、いかがでございましょうか。事務局、仮に「自然再生」というところを強調した場合、受ける項目はありますか。

事務局：「自然再生」という形になりますと、二つの文章になっていますが、上の文章の「地球環境を守る」のところは主に環境配慮のことですので、「自然再生」が入るとすれば、上の文章かと思えます。下の文章は、どちらかと言えば、良好で快適な生活環境ということになっていまして、その辺りは調整が必要なのかなと思っております。

阿久戸会長：少し崩れてきますね。そうすると、これも「自然再生」というのは「良好な居住環境」「美しい街並み」をベースにした上で、出てくる言葉であるとするれば、これも基本計画や実施計画のところ、ここでは是非、記録として明記していただいて、受け止めていただくということでいかがでしょうか。御指摘の点、感謝いたします。それでは、ほかに、委員の先生方、いかがでございましょうか。では、萩野委員、どうぞ。

萩野委員：資料1の「パブリックコメント実施結果について」の意見の内容の1番ですが、5行目に荒川区は自転車事故が多いと書いてあるのですが、「日本一の自転車事故件数」というのは、事実関係としてどうなのでしょう。

阿久戸会長：これは、御担当のセクションの方からお答えをお願いしたいのですが、これはあくまでも荒川区の意見ではなくてこの質問者の御意見ですが、日本一自転車事故が多いということは事実でしょうかということですね、どうぞ。

土木部長：土木部長でございます。この表現は間違いでございます。荒川区の事故件数は1千件程度でありまして、そのうちの約半分が自転車にかかわる事故でありまして、都内の警視庁管内で比率が多いということでございます。総数自体は、全国一ではございません。

阿久戸会長：件数は日本一ではない、ということです。

萩野委員：分かりました。それに関しまして、資料3の9ページの「安全安心都市」の3行目に「地域ぐるみでの防犯活動や交通安全対策を通じて」とあります。以下、「犯

罪や事故のない安心して暮らせるまちを目指します。」と書いてあります。防犯、交通安全対策ということで書いてある部分で、「犯罪や事故」とありますが、これは「事故」でよろしいのでしょうか。「交通事故」と具体的に入れたいということに何か理由があったのでしょうか。

事務局：特に、これは交通安全を受けた形で書いておりますので、その意味では「交通事故」の主旨でございます。特別な思いで「交通」を除いたわけではないです。

萩野委員：分かりました。それともう1点。私もどうしようかと思ったことなのですけれども、10ページです。「将来像の実現に向けた区の取組」の黒丸の3の2番目、「先進的な施策や創意あふれる事業を展開することにより」ということで、最後に「財政の健全化と効率的かつ効果的な区政の実現を図っていきます。」とあります。私は、実は荒川区の財政については、ここ数年、非常に良く、健全になってきたと思っておりますし、先日も質問させていただいたのですが、経常比率にしても公債比率にしても、荒川区はバランスがとても良いのです。そういうことなので、ここで「健全化と効率的な運営」とするのは、どうなのでしょう。

阿久戸会長：今の点ですけれども、これは、私からお答えしてよろしいでしょうか。私も萩野委員のおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、更に財政の健全化と効率的な区政を目指していただくことが望ましいと、更に良くするというごことでお受け止めいただいているかがございませうか。

萩野委員：私は構わないと思います。確かにそうですね。

総務企画部長：確かに、ここ何年かの努力で、議会の先生方の御指導もありまして、健全化を果たしてきまして、17年度予算、18年度予算とも、特別な財源対策をしないで組んでいるというような状況でございます。ただし、自主財源の比率という意味では、23区の中でも下の方にありまして、これはやはり産業等を含めて、これからの一つの大きな財政上の課題だろうと思っておりますので、お褒めをいただいて大変恐縮でございますけれども、区としては今一步、自主財源を増やしていく努力という意味での健全化は、なお残っていると感じているところでございます。

阿久戸会長：いかがでございますか。記録にとどめましょう。

茂木委員：今の萩野委員の関連なのですが、確かに財政は非常に良くなりつつあると思います。もちろん、これから先も努力していく必要があると思うのですけれども、こうした形で「財政の健全化」とはつきり出てきてしまいますと、よく知らない人が見た場合に、荒川区は財政が悪いのではないかと、ただでさえ荒川区は自主財源がないという部分で財政状況が悪いというような誤解もされていますので、その辺りの表現を少しお考えいただければというふうに思うのですが。

阿久戸会長：いかがいたしましょうか。財政の健全化というと不健全ではないか、という御懸念、御指摘です。はい、どうぞ。

恵委員：そういたしましたら、「更なる財政の健全化」ということを追加したらいかがでしょうか。あるいは「健全化の維持」や「向上」など。

阿久戸会長：この辺りの御認識など区長はいかがですか。「更なる」というふうに、基本的にはお褒めのお気持ちの上に立ってですが、いかがでしょうか。異論ございませ

んですか。それでは、このところに関しましては、「更なる」という文言を挿入させていただくことにいたしましょうか。「更なる」ということであれば、今の財政状況についてそれぞれ御認識がいろいろあるかと思えます。まだまだという方もある程度という方もおられると思えますけれども、いずれにしても、「更なる」というところで。相馬さん、どうぞ。

相馬委員：いろいろ言ってみてまとまりかけているところすみませんが、議会上の議論はあるので意見は違うと思うのですが、文言上、「健全化」ということが健全なのかどうかということの評価になってしまうと思うのです。文章上は、ここを「健全化」だけを取り除いて、「更に効率的かつ効果的な財政運営を図っていきます。」というようにされると、いろいろな意見はあっても大体一致するののかという気がいたします。

阿久戸会長：相馬委員の御提案は、「更なる効率的かつ効果的な」ということでどうか、ということですね。ただ、これは21番のパブリックコメントへの対応ということだったので。委員の皆さん、いかがでしょうか。

寺前委員：パブリックコメントを出された方の表現ですと、「財政健全化推進」ですから、「化」というのにもともと含まれているような気もいたしますし、これにお答えするのだとすると、原案でも良いような気が、私はいたしております。変えるとする、御指摘のあった21番の方の「財政の健全化の推進」であれば、御意見を出された方の言葉には近い。そんなに違和感は、私はないのではないかと思いますけれども、受け止め方の問題ですから私の意見ということで。

阿久戸会長：結局、この「更なる」というのは、現在の財政運営の方向について、それをどのように評価するか、ということが少し入ってきてしまうわけです。ですから、20年後を見据えるのであれば、今、寺前委員がおっしゃられたとおり、「財政の健全化」ということでいろいろな財政評価、そうした思いはいろいろあるかと思えますけれども、どこかでやはり折り合わなければいけませんので、ここは一つ原案でまとめさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

相馬委員：座長の方でどうしてもというのであれば別にこれ以上言いませんが、ただ、「健全化」ということを御意見いただいた方は、どうも健全ではないよだということが前提になっていらっしゃるようなので、そうなりますと議会の中でも様々な議論はありますが、「健全」という言葉を健全ではないというふうには受け止めるのはどうだろうかという立場はいろいろありますが、パブリックコメントを頂いた方の認識はそうであったにしても、その辺りは、更なる効率化などは進めるにしても、健全であるかという認識は余り決定的にならないようにしておいてもいいのではないかと、というのが私の意見です。

阿久戸会長：21番のパブリックコメントの方は、「財政健全化推進」とおっしゃっていますから、この方はむしろ「更なる」の方向に近い御質問かと受け止めるのですが、そこはやはりいろいろな議論が誘発されてしまいますし、これは基本的に政治的な御見解を超えて、区民がいろいろそこに感情移入もしながら、最大公約数的な御認識で一致するべきものでございますから、一応、私といたしましては、この件に関していろいろな議論がございましたけれども、現在の財政評価の問題まで誘発する

ことは避けたいと思いますから、一般的な財政健全化ということではいかがでしょうか。どこかでやはり、皆さん歩み寄らなければいけないと思うのですね。それでは、予定を大幅に越えておりますが、まとめさせていただきますと、記録の付記ということをお願いいたしますが、2ページのところでは、荒川区平和年宣言の「平和」ということについての御指摘が相馬委員からありました。それを記録しておいていただきたいと思います。それから、4ページのところでは、障がい者の「がい」ということについて漢字表記、あるいは伝統文化との関係で漢字の尊重ということではいかがでしょうか、まだ定着していないと思われるがという御指摘が茂木委員からありました。茂木委員は一応そういう意見があったということを含んでほしい、ということをごさいました。それから、6ページのところでは、産業革新というところで、産業の保護との関係から、「創造」と書いてはどうか、正確なところは後で記録を見ていただきたいと思いますが、そういう御指摘がございました。ただ、このことに関しては、イノベーションということの中で、むしろ保護と新展開が切り離せずある、というところを議論させていただいた次第でございます。それから、7ページにつきましては、御専門の立場から、いろいろ自然再生あるいは良好な自然づくりということの御指摘が恵委員からありまして、大変感謝しておりますけれども、政策の個別対応ということからすれば、恵委員の自然再生・自然保護、それから相馬委員からも出された自然再生のことについて、是非、基本計画や実施計画で付加させることをもって、御理解いただければと思うのでございます。それから岡本委員から荒川自然公園のことについて、是非、記録にとどめ、大切にしていって御意見が出されたということを受け止めさせていただきたいと思います。それから、9ページのところ、萩野委員から事故の根絶、荒川区の交通事故を根絶する方向での強い御意見・御要望がありまして、これも本当に感謝でございますけれども、具体的目標のところでは活かしていただきたい、このように思う次第でございます。そして10ページのところでございますけれども、御質問の主旨は「財政の健全化推進」ということでありましたが、現在の荒川区の財政をどう見るかということを一応括弧に入れさせていただいて、できる限り抽象的な仕方で財政の健全化をより目指していこうというところで理解させていただきたい、ということでございます。それから12ページのところでございますが、ここを修正ということになるわけでございますが、G A Hのグロス・アラカワ・ハッピーネス、これはカタカナの表示の後に、英文名で Gross Arakawa Happiness を挿入させていただいて、G A Hの略語であるということが分かるような修正をさせていただきたいと思います。できる限り全員の皆さんの意見を取り入れるよう、これまでやってきたつもりですけれども、取り入れることで強調点が少しいびつになるということもありますし、それからまたこの基本構想も早急にまとめていく必要があると思います。早く数値目標や具体目標のところ動いていった方がよろしいかと思っておりますので、「全員一致するには全員が不満であることが大事だ」という格言がありますとおり、皆さん是非、複数の不満の御意見を持ちながら歩み寄るということをお願いしたいと思います。したがって、結論といたしましては、グロス・アラカワ・ハッピー

ネスの英文表示を入れることの1点の修正で、これを審議会としてお認めいただけませんかでしょうか。私からお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。はい。

中村委員：入れ方なのですが、「子育て教育都市」の項の中で、大元になる国会の方で、教育基本法の改正がありました。その中で、職業と勤労を重んずるという態度を打ち出してきているわけです。そういう意味合いを考えますと、この「子育て教育都市」の中で、前回にも私、申し上げたような記憶がございますが、その辺りの文言の表現が難しいようであれば、それをどう受け止めたらよろしいのかと、そんなふうに感じておるわけです。「職業及び生活の関連を重視し」というような教育基本法が謳われているわけですから、その辺りをどう受け止めて、荒川区としては実践していくのか。そんな点を少し感じた次第です。新たな表現も難しいと思いますので、「心豊かにたくましく生きる子どもの育成」という黒丸の下の枠の中で下から2番目の、「家庭教育やキャリア教育など」というところで、就業と職業を重視するという姿勢を解釈してよろしいか。いかがでしょうか。

阿久戸会長：そのとおりだと思います。そして、これも具体的な目標の中で、入れていきたいと思っています。

中村委員：そうしていただきたいです。

事務局：失礼いたします。用語解説にも記述させていただいておりますので、そちらも御覧いただければということで発言させていただきました。11ページの最後の項目です。「キャリア教育」というところを御覧いただければと思いますが、御指摘の点はかなり書いてあると思います。あと、中村委員が言われたのは、子育て支援・家庭教育のところにもあると思います。そこは用語解説というよりも、具体的目標で活かしていくということをお願いしたいと思っています。

阿久戸会長：それでは、最後に本当にいろいろ白熱した意見が出まして、基本的に最大公約数的なものを具体的目標に活かしていきたいと考えますから、全荒川区民のために、ここは御協力いただきたいと思っています。それでは、この答申、1か所の修正を持ちまして、区長に答申いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。長い間、本当にありがとうございました。それでは、一旦休憩を取らせていただきまして、その間に、修正を大至急していただきます。記念撮影等をこの休憩の間にさせていただいて、修正ができたところで皆さんもう少しお残りいただいて、私たち全員で区長に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは事務局に戻しますので、よろしく申し上げます。

事務局：それでは、ここで休憩を取らせていただきまして、その間に、事務局で修正をさせていただきたいと思っております。12時までには修正を終わりたいと思っておりますので、20分から25分程度のお時間をいただければと思っております。

阿久戸会長：12時を目途にするということで、修正を急いでいただくことにいたします。では、休憩といたします。

答 申

阿久戸会長：それでは答申を行います。答申、荒川区長西川太一郎様。本審議会は、本年

3月9日付17荒総総第1767号により、貴職から新たな荒川区基本構想について諮問いただき、鋭意審議を重ねてまいりましたが、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。答申に当たっては、この答申が今後策定される新しい基本構想に十分反映されるとともに、基本構想の理念を踏まえた基本計画、実施計画などの策定を通じて区の施策に具体化され、確実に実践されていくことを要望いたします。また、区民や事業者の皆様が、あらかわのまちづくりに主体的に参画され、成果が着実に積み重ねられていくことを期待いたします。なお、熱心に審議いただいた各委員を始め、荒川区の目指すべき将来像について御提言いただいた区政改革懇談会の皆様、御意見をお寄せいただいた区民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

閉 会